

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱 （国土交通省）

平成 26 年 2 月 28 日

平成 27 年 4 月 15 日

令和 3 年 4 月 1 日 最終改正

（通則）

第 1 条

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け復本第 271 号・警察庁甲官発第 56 号・25 文科政第 91 号・厚生労働省発会 0228 第 5 号・25 農振第 2068 号・国官会第 2894 号通知。以下「実施要綱」という。）第 1 の 3 に規定する生活拠点形成事業等であつて国土交通大臣が所管するものに係るもの（実施要綱第 8 の 1 の基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）に対して交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号。以下「施行令」という。）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号。以下「施行規則」という。）、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第 2 条

交付金は、法第 45 条第 1 項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に基づく法第 46 条第 1 項の事業又は事務のうち国土交通大臣が所管するものに係るもの（基金を造成して実施する事業等に限る。以下「生活拠点形成事業等」という。）を実施するため、福島県、法第 45 条第 1 項に規定する避難先市町村又は法第 44 条第 1 項に規定する避難元市町村その他の地方公共団体（以下「福島県等」という。）に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

第 3 条

交付金は、福島県等の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付期間)

第4条

交付金を交付する期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

第5条

交付金は、基金造成事業を交付の対象とする。

(生活拠点形成事業等)

第6条

生活拠点形成事業等は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち実施要綱別表A-1からA-4まで及びF-1からF-3までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）及び実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等（以下単に「避難者支援事業等」という。）とし、生活拠点形成事業等の細目については附属第Ⅱ編に定める「生活拠点形成事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

(交付額)

第7条

- 1 国土交通大臣は、実施要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第4により福島県等に通知された交付可能額以内で、生活拠点形成事業計画に掲げる生活拠点形成事業等に要する費用を福島県等に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、福島県等ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：基幹事業に係る当該年度の取り崩し額算定の基礎額の合計額

Y：避難者支援事業等に係る当該年度の取り崩し額算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる生活拠点形成事業等ごとの取り崩し額算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅱ編に定める「生活拠点形成事業等及び取り崩し額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i ：事業*i*の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i ：事業*i*に係る基本充当率

a_i ：事業*i*の当該年度の事業費のうち国及び福島県等以外の者（民間事業者等）が負担する額

m：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j ：事業 j の当該年度の事業費

β_j ：事業 j に係る充当率（8/10）

n：事業の数

（交付申請等）

第8条

- 1 交付金の交付の申請は、福島県等の長が交付申請書を、実施要綱第4の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 2 福島県等の長は、生活拠点形成事業等のうち当該福島県等が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

（変更申請）

第9条

福島県等の長は交付金の交付の決定を受けた後の事情により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、変更に係る申請書を内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第10条

国土交通大臣は、第8条に規定する交付申請又は前条に規定する変更に係る申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を内閣総理大臣を経由して、福島県等の長に送付するものとする。

（交付の条件）

第11条

交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 福島県等は、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金管理運営要領（平成26年2月28日付け復本第273号・警察庁甲官発第57号・25文科政第92号・厚生労働省発会0228第6号・25農振第2069号・国官会第2895号通知。以下「基金管理運営要領」という。）に従わなければならない。
- 二 福島県等は、附属第I編に定める福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金事業実施要領に従わなければならない。
- 三 その他国土交通大臣が特に必要として定めるところに従わなければならない。

（申請の取下げ）

第 12 条

福島県等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 30 日以内に、その旨を書面で、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に申し出なければならない。

(実績報告書)

第 13 条

福島県等の長は、基金造成事業を完了したときは、完了の日から起算して一ヶ月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 14 条

- 1 国土交通大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定して、交付額確定通知書により、内閣総理大臣を経由して、福島県等の長に通知するものとする。
- 2 国土交通大臣は、福島県等の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、基金造成事業に要した経費を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、福島県等が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、福島県等の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内で国土交通大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条

- 1 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - 一 福島県等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、実施要綱又はこの要綱の規定に違反したことにより国土交通大臣から是正のための指示を受け、その指示に従わない場合
 - 二 福島県等が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 福島県等が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事

業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく交付金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(指導監督交付金)

第16条

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(交付金の経理)

第17条

福島県等及び指導監督交付金の交付を受けた都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(監督等)

第18条

- 1 国土交通大臣は福島県等に対し、その施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は福島県等に対し、その施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(その他)

第19条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度補正予算（第1号）から適用する。

(旧要綱の廃止等)

- 2 長期避難者生活拠点形成交付金基金交付要綱(平成25年5月24日付け国官会第349号通知。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱に基づく平成25年度当初予算に係る長期避難者生活

拠点形成交付金（旧要綱第 1 条に規定する交付金をいう。次項において同じ。）の交付については、旧要綱は、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、実施要綱附則第 2 項の規定の適用がある場合は、旧要綱に基づく長期避難者生活拠点形成交付金の交付は、この要綱に基づく交付金の交付とみなして適用する。

附 則 （平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 112 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 5 月 7 日付け国官会第 323 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 33 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日付け国官会第 4362 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け国官会第 39 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日付け国官会第 28962 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附属第Ⅰ編 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金事業実施要領

（通則）

第1条

福島県等が、福島再生加速化交付金のうち、実施要綱第3に規定する生活拠点形成事業等であって国土交通大臣が所管する事業に係るもの（実施要綱第8の1に基づく基金（以下「基金」という。）に交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付を受けて基金を造成し、当該基金を活用することにより、生活拠点形成事業計画に基づく生活拠点形成事業等を実施するにあたっては、法、施行令、施行規則、適正化法、適正化法施行令、交付規則その他の法令及び制度要綱、実施要綱、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱本編（以下「本編」という。）、基金管理運営要領その他の関連通知のほか、この要領の定めるところによるものとする。

（事業期間）

第2条

生活拠点形成事業等の事業期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

（生活拠点形成事業等）

第3条

生活拠点形成事業等は、本編第6条に規定するものとする。

（基金の取崩額）

第4条

- 1 福島県等は、本編第7条第1項の規定により交付された交付金により造成した基金について、生活拠点形成事業計画に掲げる生活拠点形成事業等に要する費用に充てる場合に限り、これを取崩すことができるものとする。
- 2 生活拠点形成事業等に充てる毎年度の基金の取崩額は、福島県等ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省取崩限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省取崩限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち実施要綱別表A－1からA－4まで及びF－1からF－3までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）に係る当該年度の取崩額算定の基礎額の合計額

Y：実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等（以下単に「避難者支援事業等」と

いう。)に係る当該年度の取崩額算定の基礎額の合計額であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省取崩限度額の算定に用いる生活拠点形成事業等ごとの取崩額算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅱ編に定める「生活拠点形成事業等及び取崩額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i : 事業 i の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i : 事業 i に係る基本充当率

a_i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県等以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j : 事業 j の当該年度の事業費

β_j : 事業 j に係る充当率（8/10）

n : 事業の数

- 3 要素事業（生活拠点形成事業計画に記載された個々の基幹事業又は避難者支援事業等をいう。以下同じ。）に対する毎年度の基金の取崩額は、次に掲げる式により算出された額（以下「要素事業取崩限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{基幹事業に係る要素事業取崩限度額} = \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i : 事業 i の当該年度の事業費

α_i : 事業 i に係る基本充当率

a_i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県等以外の者（民間事業者等）が負担する額

$$\text{避難者支援事業等に係る要素事業取崩限度額} = B_j \times \beta_j$$

B_j : 事業 j の当該年度の事業費

β_j : 事業 j に係る充当率（8/10）

（生活拠点形成事業等の事業の中止又は廃止）

第5条

生活拠点形成事業者（基金を取崩して生活拠点形成事業等を実施する福島県等をいう。以下同じ。）は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

（要素事業の完了予定期日変更等）

第6条

生活拠点形成事業者は、要素事業が予定の期間内に完了しない場合又は要素事業の遂

行が困難となった場合においては、すみやかに、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

(生活拠点形成事業等の遂行)

第7条

生活拠点形成事業者は、法令の定め、制度要綱、実施要綱、本編、基金管理運営要領及びこの要領に従い、善良な管理者の注意をもって生活拠点形成事業等を行わなければならない。いやすくも基金の取崩額の他の用途への使用をしてはならない。

(生活拠点形成事業等の実施)

第8条

- 1 生活拠点形成事業者は、生活拠点形成事業等の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう努めるものとする。
- 2 生活拠点形成事業者は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の生活拠点形成事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に係る基金の取崩額相当額を算出し、その額を国庫に納付するものとする。
- 3 生活拠点形成事業者は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を当該年度の事業費の実績額から控除される場合があるものとする。
- 4 生活拠点形成事業等について、生活拠点形成事業者に次に掲げる剰余金、収入又は収益（以下「収益等」という。）が生じたときは、取崩額の範囲内で、当該収益等の額に、当該収益等が生じた要素事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
 - イ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 43 条の 5 の規定に基づく港湾環境整備負担金収入
 - ロ 沈廃船等処理又は廃棄物埋立護岸の整備に関して生じた収益
- 5 生活拠点形成事業等に係る消費税仕入控除税額に相当する額は、基金の取崩額の確定に当たっては、取崩額を充てた要素事業の当該年度の事業費の実績額から減額するものとする。基金の取崩額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなったときは、その額に、当該事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 6 福島県等は、間接補助事業者（福島県等が基金を取崩してその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金を交付する生活拠点形成事業等を実施する団体等をいう。以下同じ。）に間接補助金の交付の決定をするときは、第 1 項から前項までに掲げる条件並びに第 18 条及び適正化法第 22 条の規定に準ずる条件を附するとともに、基金を取崩したときには、当該取崩額に係る補助金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付する

ものとする。

(状況報告)

第9条

生活拠点形成事業者は、国土交通大臣の定めるところにより、生活拠点形成事業等の遂行の状況に関し、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。

(生活拠点形成事業等の遂行等の命令)

第10条

- 1 国土交通大臣は、生活拠点形成事業者が提出する報告等により、その者の生活拠点形成事業等が当該生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該生活拠点形成事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 国土交通大臣は、生活拠点形成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該生活拠点形成事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第11条

生活拠点形成事業者は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等が完了したとき（生活拠点形成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、生活拠点形成事業等の成果を記載した実績報告書を内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定等)

第12条

国土交通大臣は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等の完了又は廃止に係る生活拠点形成事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る生活拠点形成事業等の成果が当該生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定し、当該生活拠点形成事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条

- 1 国土交通大臣は、各年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等の完了又は廃止に係る生活拠点形成事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る生活拠点形成事業等の成果が生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めると

きは、当該生活拠点形成事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該生活拠点形成事業者に対して命ずることができる。

- 2 第 11 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う生活拠点形成事業等について準用する。

(決定の取消)

第 14 条

- 1 国土交通大臣は、生活拠点形成事業者が、基金の取崩額の他の用途への使用をし、その他生活拠点形成事業等に関して当該生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分に違反したときは、当該基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 国土交通大臣は、間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他生活拠点形成事業等に関して当該生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国土交通大臣の処分に違反したときは、当該基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定は、生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 本編第 10 条の規定は、第一項の規定による取消をした場合について準用する。

(国庫への納付)

第 15 条

国土交通大臣は、生活拠点形成事業者が生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる額が基金から取崩されているときは、期限を定めて、その国庫への納付を命じるものとする。

(理由の提示)

第 16 条

国土交通大臣は、生活拠点形成事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は生活拠点形成事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該生活拠点形成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条

生活拠点形成事業者は、生活拠点形成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、国土交通大臣の承認を受けずに、生活拠点形成事業等の実施の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(生活拠点形成事業等の経理)

第 18 条

生活拠点形成事業者は、基金管理運営要領に定めるところにより、生活拠点形成事業等について経理を明らかにする帳簿を作成し、保存しなければならない。

(基金の残余额の報告)

第 19 条

特定地方公共団体の長は、生活拠点形成事業等が全て終了した場合、生活拠点形成事業計画の期限が到来した場合又は災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業を除く全ての生活拠点形成事業等が終了した場合は、基金の残余额を内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。

(監督等)

第 20 条

国土交通大臣は福島県等に対し、福島県等の長は当該福島県等が補助する間接補助事業者に対し、それぞれその施行する生活拠点形成事業等に関し、適正化法その他の法令及びこの要領の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する生活拠点形成事業等の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(その他)

第 21 条

この要領に定めるもののほか、生活拠点形成事業等の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

附属第Ⅱ編 生活拠点形成事業等及び取り崩し額の算定方法

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（国土交通省）本編（以下単に「本編」という。）第6条に規定する生活拠点形成事業等（国土交通大臣が所管するものに限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、本編第7条第2項に規定する国土交通省交付限度額及び福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱附属第Ⅰ編福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金事業実施要領第4条に規定する国土交通省取り崩し限度額の算定に用いる生活拠点形成事業等ごとの取り崩し額算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）

1. 生活拠点形成事業等

災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号）に規定する災害公営住宅整備事業等を生活拠点形成事業等とする。

2. 災害公営住宅整備事業等に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅整備事業等対象要綱第4条の表の（イ）欄に掲げる事業ごとに、 A_i を（ロ）欄に掲げる費用の額とし、 α_i を（ハ）欄に掲げる率とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に（ニ）欄に掲げる率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

2 災害公営住宅家賃低廉化事業

1. 生活拠点形成事業等

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第127号）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業を生活拠点形成事業等とする。

2. 災害公営住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第2第1号に掲げる住宅ごとに、 A_i を災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第4に掲げる一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「対象額」という。）とし、 α_i を同要綱第4に掲げる対象額に乘じる係数に2分の1を乗じた数値とする。

3 東日本大震災特別家賃低減事業

1. 生活拠点形成事業等

東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱(平成 24 年 1 月 10 日付け国住備第 200 号)に規定する東日本大震災特別家賃低減事業を生活拠点形成事業等とする。

2. 東日本大震災特別家賃低減事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱第 6 条に掲げる対象額とし、 α_i を 2 分の 1 とする。

4 公営住宅等ストック総合改善事業

1. 生活拠点形成事業等

公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱(平成 17 年 8 月 1 日付け国住備第 38-3 号)に規定する公営住宅等ストック総合改善事業並びに住宅地区改良事業等対象要綱(平成 17 年 8 月 1 日付け国住整第 38-3 号)に規定する改良住宅ストック総合改善事業及び改善推進事業を生活拠点形成事業等とする。

2. 公営住宅等ストック総合改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、公営住宅等ストック総合改善事業によるものは、 A_i を公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第 5 に規定する個別改善事業、第 6 に規定する全面的改善事業及び第 8 に規定する移転事業に係る対象額とし、 α_i を 100 分の 45 とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額 (A_i に 3 分の 1 を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。) とする。ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に 3 分の 2 を乗じた額以下のとき、当該補助額に 100 分の 45 を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。改良住宅ストック総合改善事業によるものは、 A_i を住宅地区改良事業等対象要綱第 4 第 6. に規定する個別改善事業及び全面的改善事業に係る費用並びに第 8. に規定する移転促進及び仮住居等借上に要する経費(耐震改修に伴うものに限る。)とし、 α_i を 2 分の 1 とする。

5 道路事業

1. 生活拠点形成事業等

地方公共団体(地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。)が実施する一般国道、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 56 条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

- 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

2. 道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 5-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とする。

表 5-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及	明日香村における歴史的風土の保存及び

び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項に定める補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）別表（第 38 条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に定める負担の割合
離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 7 条に規定される事業	離島振興法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 6 条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和 29 年政令第 239 号）別表（第 1 条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第 121 条に規定される事業	土地区画整理法第 121 条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 5-2 に定める率とする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成 13 年 3 月 30 日付け国道総第 589 号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 11 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業に係る α_i は表 5-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げ

る率とすることができる。

表 5-2

		引上率 δ			
		1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕			
					9.0/10(※1) 8.0/10(※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕			
					8.0/10(※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10		6.5/10	7.0/10
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※3、4)
五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 指定区間外国道の修繕に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10 とする。

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては 6.0/10× δ 、市町村が行うものにあつては 6.0/10 とする。

注2) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00 とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去 3 年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値とする。

6 下水道事業

公共下水道、都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の 2 に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号）第 6 項第 4 号から第 8 号までに係るものを除く。）をいう。

1. 生活拠点形成事業等の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、都市下水路事業、特定環境保全公共下水道事業は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。

① 公共下水道事業

公共下水道事業が生活拠点形成事業等となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) ③に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
- (b) 新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

② 都市下水路事業

都市下水路事業で生活拠点形成事業等となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積 50ha 以上のもの。
- (b) 浸水指数 5,000 以上の区域を排水するもの。
(浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間)
- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

③ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で生活拠点形成事業等となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
- (イ) 自然保護のために施行されるものにあっては、自然公園法第 2 条に該当する地区

で行われるものであること。(自然保護下水道)

(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)

(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1ha 当たり 40 人以上であること。

(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

2. 生活拠点形成事業等の内容

① 公共下水道事業

生活拠点形成事業等は下水道法施行令第 24 条の 2 を準用し、次の補完施設を含むものとする。

(a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設

(b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設

(c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

(d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 都市下水路事業

生活拠点形成事業等は次に掲げる範囲のものとする。

(a) 内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（新世代下水道支援事業リサイクル推進事業のうち積雪対策に資する事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が 0.6m 以上）の排水渠又は内径 0.7m 以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

③ 特定環境保全公共下水道事業

生活拠点形成事業等の範囲は、①と同様とする。

3. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

Ai. 基礎額算定の対象となる生活拠点形成事業等の事業費

本事業として実施する 2. に掲げる生活拠点形成事業等の事業費。

α i. 充当率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく充当率）を準用する。

7 都市公園事業

1. 生活拠点形成事業等

1-1. 目的

都市公園事業は、居住制限者の生活の拠点を形成する事業として都市公園の整備を行うことにより、居住制限者の生活の安定を図ることを目的とする。

1-2. 生活拠点形成事業等の要件

「都市公園事業」とは、以下に掲げる①及び②の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

①面積要件

0.05ha 以上 4ha 以下とする。

②都市公園等整備水準要件

市区町村事業においては、以下の i) 又は ii) の要件を満たすこと。ただし、居住制限者が入居する公営住宅の徒歩圏域内に以下の i) のイ) からハ) までの公園・緑地が確保されていない場合は、これを適用しない。

i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満

イ) 都市公園

ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

1-3. 生活拠点形成事業等

本事業の交付の対象となる事業は、(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、特殊公園については、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

(2) 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha まで、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

1-4. 交付対象

福島県等（歴史まちづくり法第 5 条第 8 項に位置づけられた都市公園においては、

都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

2. 都市公園事業に係る基礎額

① 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備に要する費用を A_i とし、 α_i を2分の1とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、特定地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、以下のとおりとする。

$$\alpha_i = C_i / 2A_i$$

（ただし、 α_i が3分の1を超える場合は、 α_i を3分の1とする。）

A_i ：歴史的風致維持向上支援法人が当該施設の整備に要する全体費用

C_i ：当該特定地方公共団体が補助に要する費用

② 用地取得に要する費用

都市公園の用地の取得に要する費用を A_i とし、 α_i を3分の1とする。

③ 民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i を当該負担に係る額（ A_i に3分の1を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

8 避難者支援事業等

1. 生活拠点形成事業等

実施要綱第2第2項（1）に定めるところによる。

2. 避難者支援事業等に係る基礎額

基礎額の算定にあたっては、 B_j を当該年度の当該避難者支援事業等の事業費（事務費を除く。）とし、 β_j を10分の8とする。

なお、間接補助（福島県等が生活拠点形成事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助することをいう。）の場合においては、当該福島県等が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

附属第Ⅲ編 基金を取崩して実施する生活拠点形成事業等に係る実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等について

目次

第1章 通則（第1条）

- 第2章 実績報告書（第2条—第7条）
- 第3章 残存物件等の取扱い（第8条—第16条）
- 第4章 額の確定の取扱い（第17条—第22条）
- 第5章 財産処分承認基準等（第23条—第27条）
- 附則

第1章 通則

（各手続きの取扱い等）

第1条

- 1 附属第Ⅰ編第11条の規定に基づく生活拠点形成事業等の実績報告書については、第2章の規定により取扱うものとする。
- 2 附属第Ⅰ編第8条第2項及び第3項の規定に基づく生活拠点形成事業等における残存物件等の取扱いについては、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号。以下「残存物件通知」という。）の例によるものとし、このほか、第3章の規定により取扱うものとする。
- 3 附属第Ⅰ編第12条の規定に基づく生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定等の取扱いについては、第4章の規定により取扱うものとする。
- 4 附属第Ⅰ編第17条の規定に基づく生活拠点形成事業等により取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条及び交付規則第10-条に規定する財産に限る。以下「交付対象財産」という。）を、生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等（以下「財産処分」という。）の国土交通大臣の承認については、第5章の規定により取扱うものとする。
- 5 この編において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領及び附属第Ⅰ編において使用する用語の例によるものとする。
- 6 この編において、生活拠点形成事業者が、国土交通大臣又は地方整備局長等（地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）若しくは都道府県知事あてに提出するものとされている様式については、生活拠点形成事業者は、内閣総理大臣を経由して、これを提出するものとする。また、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道府県知事が、生活拠点形成事業者に対して通知等するものとされている様式については、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道府県知事は、内閣総理大臣を経由して、これを通知等するものとする。

第2章 実績報告書

（完了実績報告）

第2条

- 1 附属第Ⅰ編第11条前段の規定による報告（以下「完了実績報告書」という。）は、生活拠点形成事業計画の年度ごとに行うものとする。
- 2 前項の完了実績報告書は、当該年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出するものとする。ただし、特にやむを得ない事由があるものについては、生活拠点形成事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。
- 3 いわゆる施越工事等で生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前項の期日までに提出するものとする。
- 4 第1項に規定する完了実績報告書は、第7条第2項第一号から第三号まで及び第八号に掲げるとおりとし、その添付書類は第四号から第七号に掲げるとおりとする。

（廃止実績報告）

第3条

廃止実績報告書は、生活拠点形成事業等の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

（年度終了実績報告）

第4条

附属第Ⅰ編第11条後段の規定による報告（以下「年度終了実績報告書」という。）は、当該年度の生活拠点形成事業計画に記載された生活拠点形成事業等が完了するまでの間、毎会計年度ごとに、翌年度の4月30日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6月30日までに訂正のうえ再提出するものとする。

（残存物件等）

第5条

残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するときは、第3章の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

（その他）

第6条

- 1 国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、この章に規定する報告の期日を別に定めることができる。
- 2 生活拠点形成事業計画に記載した要素事業を、基金の取崩額を充てずに遂行した場

合において、当該要素事業が完了したときには、当該要素事業を完了実績報告書に記載するものとする。基金の取崩しのない年度についても同様とする。

- 3 生活拠点形成事業計画の最終年度においては、完了実績報告書とともに最終年度取崩実績確認表を作成することとし、事業実施期間の最終年度までの執行事業費を用いて、附属第Ⅰ編の規定に基づき算出した要素事業取崩限度額を記載するものとする。

(実績報告書の様式)

第7条

- 1 報告書の提出部数は1部とし、様式の規格はA4とする。
- 2 第2条、第3条、第5条及び第6条に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとし、提出の際は、各号に掲げる順に編集するものとする。

一 完了実績報告書	様式1
二 完了実績総括表	様式2
三 完了事業箇所別精算額表	様式3
四 残存物件調書	} 第3章第16条 に規定する様式 による
五 残材料調書	
六 発生物件調書	
七 完了箇所図	様式4
八 最終年度取崩実績確認表	様式5
- 3 第4条に定める年度終了実績報告書は、様式6により作成するものとする。

第3章 残存物件等の取扱い

(残存物件等の意義及び範囲)

第8条

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、生活拠点形成事業等により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該生活拠点形成事業等の完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1個又は1組の取得単価50,000円以上のものをいう。
- 4 発生物件とは、生活拠点形成事業等により附随的に発生した物件をいう。例えば
 - イ 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
 - ロ 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
 - ハ 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を交付対象とした場合に限る。）
 - ニ 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、生活拠点形成事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）

ホ 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

(額の返還)

第9条

- 1 残存物件については、第10条により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る生活拠点形成事業等の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る生活拠点形成事業等の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第7条第2項の規定による条件に基づく納付金として取り扱うものとする。
- 4 生活拠点形成事業等において物件を1以上の補助事業の経費と共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、当該生活拠点形成事業等及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
- 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。
- 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。
- 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
- 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
- 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長等（都道府県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）は、原則として生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の際あわせて国庫納付命令書を交付するものとする。
- 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

(継続使用)

第10条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等において継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出し、国土

交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。

- 2 継続使用が認められるのは、生活拠点形成事業者が同一である生活拠点形成事業等に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、他の通知の規定にかかわらず、生活拠点形成事業等においてのみ継続使用し得るものとする。ただし、前条の規定に基づき、基金に係る額の返還を行ったときは、この限りでない。
- 4 残存物件のうち備品を別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に継続使用しようとするときは、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- 5 残存物件のうち残材料を別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に使用するときは、残材料調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、基金交付申請等要領第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

(備品の使用期間の計算方法)

第11条

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、生活拠点形成事業等（継続使用の場合にあつては、継続使用に係る最終の生活拠点形成事業等）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該生活拠点形成事業等に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 生活拠点形成事業等により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めたときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

(物件の滅失又は毀損の場合の措置)

第12条

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、生活拠点形成事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、額の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他生活拠点形成事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

(残存物件台帳の整備)

第 13 条

- 1 生活拠点形成事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る国庫納付命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

(発生物件の取扱い)

第 14 条

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に使用することとし、なお残存する場合には、別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、申請等要領第 4 第 1 項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。
- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者 2 人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

(その他)

第 15 条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく生活拠点形成事業等に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件については、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

(残存物件調書等の様式)

第 16 条

第 8 条から第 14 条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| 一 残存物件継続使用承認申請書 | 様式 7 |
| 二 残存物件調書 | 様式 8 |
| 三 残材料調書 | 様式 9 |
| 四 発生物件調書 | 様式 10 |
| 五 残存物件台帳 | 様式 11 |

第4章 生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の取扱い

(生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定及び通知)

第17条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受領したときは、その報告に係る生活拠点形成事業等が、生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、附属第Ⅰ編第12条の規定により生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定し、額確定通知書により当該生活拠点形成事業者へ通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、基金の取崩しのない年度において、完了実績報告書を受領した場合には、完了実績報告書に記載した要素事業が生活拠点形成事業計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、取崩額0円として額の確定を行うこと。
- 3 地方整備局長等又は都道府県知事は、生活拠点形成事業計画の最終年度において、最終年度取崩実績確認表の提出を受けた場合には、記載内容が適正かどうかを確認するとともに、要素事業ごとの事業実施期間を通じて生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の総額が執行実績に基づく要素事業取崩限度額を超過していないかを確認すること。

(生活拠点形成事業等の是正命令)

第18条

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による生活拠点形成事業等の成果が生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために附属第Ⅰ編第13条の規定により、当該生活拠点形成事業等の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う生活拠点形成事業等が完了した場合は、この編の第2章第2条の取扱いとなる。

(国庫への納付命令)

第19条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる取崩額が基金から取崩されているときは、附属第Ⅰ編第15条の規定によりその取崩額の国庫への納付を納付命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の通知の日から20日以内とする。ただし、当該納付のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、生

活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定の通知の日から 90 日以内に適宜返還期限を定めることができる。

- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長等又は都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。

(残存物件等の取扱い)

第 20 条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第 3 章の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長等に提出するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 生活拠点形成事業等により取得した残存物件で別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長等又は都道府県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の充当率を乗じて得た金額を納付命令書により国庫への納付を命ずるものとする。

(国土交通大臣等への報告)

第 21 条

地方整備局長等又は都道府県知事は、生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定（市町村）報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より額確定（市町村）報告書の提出があった場合は、写しを添付の上、額確定（市町村）報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

(基金の残余额の報告及び返還)

第 22 条

- 1 要綱附属第 I 編第 19 条に基づく報告（以下「基金残余额報告書」という。）は、地方整備局長等（都道県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道県知事）に提出するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道県知事は、前項の規定により基金残余额報告書の提出を受けた場合は、その写しを国土交通大臣又は地方整備局長等に送付するものとする。
- 3 地方整備局長等又は都道県知事は、第 1 項の規定により基金残余额報告書の提出を受けた場合において、基金の残余额（災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業（以下「災害公営住宅家賃低廉化事業等」という。）を除く全ての生活拠点形成事業が終了した場合にあっては、基金の残余额から災害公営住宅家賃低廉化

事業等に係る交付金相当額を控除した額)がある場合には、基金管理運営要領第3の6及び7の規定に基づき、原則として交付金の額の確定の際あわせて納付命令書を交付するものとする。

(額確定通知書等の様式)

第23条

第17条から第22条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	様式 12
二 是正命令書	様式 13
三 納付命令書	様式 14
四 債権発生通知書	様式 15
五 残存物件継続使用承認申請進達書	様式 16
六 残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書	様式 17
七 額確定報告書	様式 18
八 額確定（市町村）報告書	様式 19
九 額確定（市町村）報告に係る報告書	様式 20
十 基金残余额報告書	様式 21

第5章 財産処分承認基準等

(申請手続の原則)

第24条

- 1 地方公共団体が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 3 地方公共団体は、第1項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

(申請手続の特例（包括承認）)

第25条

- 1 地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合（以下「有償譲渡等」という。）を除き、かつ、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく施設等に係るものにあつては道路（一般交通の用に供する道）本体の効用を毀損しない場合に限る。次項において同じ。）には、第24

条第 1 項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- 一 生活拠点形成事業等の完了後（生活拠点形成事業等の対象施設の供用開始後をいう。以下この章において同じ。）10 年を経過した交付対象財産の処分
 - 二 生活拠点形成事業等の完了後 10 年を経過していない交付対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
 - 三 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
- 一 交換 交換により取得される財産は適正化法第 22 条の規定に準じた扱いを受けること
 - 二 無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体は、前項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

（間接補助の場合の財産処分の取扱い）

第 26 条

- 1 地方公共団体の間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けべき旨の間接交付条件を付している場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接補助金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接補助）を地方整備局長等あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接補助事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る基金の取崩額相当額を国庫に納付するものとする。

（その他）

第 27 条

- 1 地方整備局長等は、第 24 条から第 26 条までにより地方公共団体から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体が、第 24 条第 1 項又は 25 条第 1 項により財産処分の承認を受けた交付対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において生活拠点形成事業等により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照ら

して、生活拠点形成事業等を実施するために造成した基金への交付金の交付について慎重に検討しなければならない。

- 3 地方整備局長等は、必要に応じ、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項により財産処分を承認した交付対象財産の利用状況について、地方公共団体から報告を求めることができる。
- 4 適正化法施行令第 14 条第 1 項に規定する場合に相当する場合（同項第 2 号の規定における期間の取扱いについては、交付規則第 11 条に規定する期間によるものとする。）には、附属第 I 編第 17 条の規定にかかわらず、財産処分の承認を要しないものとする。
- 5 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 18 条の規定その他法律の規定により適正化法第 22 条の規定による国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた場合に相当する財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- 6 処分制限期間が 10 年未満である交付対象財産における第 25 条第 1 項第二号の運用は、この処分制限期間内とする。
- 7 交付規則別表第 3 に定める処分の制限を受ける期間は、実施要綱別表に定める下水道事業及び都市公園事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「下水道事業費補助」とあるのは「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（都市公園事業に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 8 次に掲げる住宅等については、この章の規定は適用しないものとする。
 - 一 災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成 24 年 1 月 10 日付け国住備第 199 号・国住心第 88 号）において対象とする住宅等
 - 二 住宅地区改良事業等対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付け国住整第 38－2 号）において対象とする住宅等
 - 三 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）附属第 II 編イ－16－（8）2. 第 2 項第二十六号に定める「都市再生住宅等整備事業」、第三十三号に定める「公営住宅整備事業等」及び第三十四号に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等

（財産処分承認申請書等の様式）

第 28 条

第 24 条から第 26 条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| 一 財産処分承認申請書 | 様式 22 |
| 二 財産処分報告書 | 様式 23 |
| 三 財産処分報告書（間接補助） | 様式 24 |
| 四 財産処分承認書 | 様式 25 |

別表（第５章第２４条関係）

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 （交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	・国庫納付 ・目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該生活拠点形成事業等の事業箇所（同一の生活拠点形成事業計画（国土交通大臣が交付担当大臣である事業に係るものに限る。）に位置付けられた他の生活拠点形成事業等の事業箇所を含む。以下同じ。）における生活拠点形成事業等の対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	目的外使用により生じる収益（当該生活拠点形成事業等の事業箇所における生活拠点形成事業等の対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金取崩額相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金取崩額相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内	・施設等にあつては、当該施設等の整備に係る福島再生加速化交付金

		において交付条件を承継する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	（長期避難者生活拠点形成）基金取崩額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあっては、時価評価額
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金取崩額相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該生活拠点形成事業等の事業箇所における生活拠点形成事業等の対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益（当該生活拠点形成事業等の事業箇所における生活拠点形成事業等の対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金取崩額相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあっては、当該施設等の整備に係る

設定すること)		福島再生加速化交付金 (長期避難者生活拠点形成) 基金取崩額に、 処分制限期間に対する 残存年数の割合を乗じ て得た額 ・用地にあつては、時価 評価額
取壊し(交付対象財産 (施設)の使用を止 め、取り壊すこと)	国庫納付(ただし、新たに福 島再生加速化交付金(長期避 難者生活拠点形成)基金の取 崩額を充てずに代替施設を整 備する場合、その他地方整備 局長等が個別に認めるもの については国庫納付を要し ない。)	施設等の整備に係る福島 再生加速化交付金(長期避 難者生活拠点形成)基金取崩額に、処分制限期 間に対する残存年数の割 合を乗じて得た額
廃棄(交付対象財産 (設備)の使用を止 め、廃棄処分をす ること)	国庫納付(ただし、新たに福 島再生加速化交付金(長期避 難者生活拠点形成)基金の取 崩額を充てずに代替施設を整 備する場合、その他地方整備 局長等が個別に認めるもの については国庫納付を要し ない。)	設備等の整備に係る福島 再生加速化交付金(長期避 難者生活拠点形成)基金取崩額に、処分制限期 間に対する残存年数の割 合を乗じて得た額

(備考)

1. 道路の附属物(共同溝又は電線共同溝を除く。)の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)基金取崩額相当額を国庫納付すること。(公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。)

様式 1 （完了実績報告書）

番 号
年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事 あて

報 告 者
(公印省略)

令和 年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成
事業等完了実績報告書

令和 年 月 日第 号外 件をもって交付金の交付決定の通知を受けて
造成した基金を取崩して実施した、令和 年度の生活拠点形成事業計画に係る事
業が完了したので、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱
（平成 2 6 年 2 月 28 日付け国官会第 2910 号）附属第 I 編第 11 条前段の規定により関係
書類を添え下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

計画名	交付決定額及び取崩額			残存物件継続使用申請 件数（件）	生活拠点形成 事業等の実施 期間及び成果
	箇所数	交 付 決定額	左に対する 取崩額		
					完了事業箇所 別精算額表の とおり
計画合計					

(記載要領)

- 1． 標題の年度は、生活拠点形成事業計画の年度を記載する。
- 2． 本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。
- 3． 箇所数欄は、様式 3 完了事業箇所別精算額表の箇所数を合算し記載する。
- 4． 交付決定額は、様式 2 完了実績総括表のうち交付決定内容欄の交付金額を記載する。また、左に対する取崩額は、様式 2 完了実績総括表のうち完了事業の精算内容欄の交付金額を記載する。
- 5． 残存物件継続使用申請件数欄は、様式 8 残存物件調書の別年度の生活拠点形成

事業計画に係る生活拠点形成事業等への継続使用分の合計件数を記載する。

6. 指導監督交付金については、基金を取崩して実施する事業ではないため、本様式において記載しないこと。

様式 2（完了実績総括表）

令和 年度 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成事業等完了実績総括表

地方公共団体名

（単位：円）

番号	計画名	交付決定内容			完了事業の精算内容			交付金の精算内訳						備 考	
		事業費	事業費 (控除額の控除後)	交付金額	事業費	事業費 (控除額の控除後)	交付金額 (1)	基金取崩額 (2)	取崩超過額 (3) =(2)-(1)	残存物件等		国庫に返納を要する額 (3)+(4)	交付金受入額 (5)		基金残余額 (6) =(5)-(2)
										残存価額	返納額 (4)				
計 画 合 計															

（記載要領）

- この様式は、生活拠点形成事業計画の年度ごとに作成する。
- 交付決定内容の事業費欄は生活拠点形成事業等の全体事業費を記載し、事業費（控除額の控除後）欄、交付金額欄は、それぞれ基金において交付決定を受けた生活拠点形成事業等の事業費、国費を記載する。
- 完了事業の精算内容欄は、前記交付決定の内容欄に対応した完了事業の精算額を記載する。また、交付金額(1)欄は、完了事業費から算出される生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を記載する。
- 交付金の精算内訳欄における基金取崩額(2)欄は、基金の実際の取崩額を記載する。
- 取崩超過額(3)欄に取崩不足又は取崩未済額が生じた場合は、備考欄にその理由を簡単に記載し、当該金額は△印をもって表示する。
- 交付金受入額(5)欄は、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付申請等要領（平成26年3月28日付け国官会第3263号通知）の交付金受入調書における受入額と整合をとって記載する。
- 基金残余額(6)は、生活拠点形成交付金基金の解散後、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金管理運営要領の規定に基づき国庫に返還することとなる。
- 発生物件に係る納付金がある場合は、完了事業の精算内容欄の事業費（控除額の控除後）から発生物件の売却額又は評価額を控除し、備考欄に（発）としてその額を記載する。
- 事業の執行が2箇年以上にまたがる場合は、全体額を計上したうえ、その下行に執行年度別の内訳額を記載する。（執行年度は、備考欄に記載する。）
- 交付決定年度の異なるもの（標題の年度の生活拠点形成事業計画に記載されている生活拠点形成事業等であって、交付決定が複数年にわたり行われたもの）については、複数年の交付決定の分を合算の上、記載する。
- 指導監督交付金については、基金を取崩して実施する事業ではないため、本様式において記載しないこと。

様式3（完了事業箇所別精算額表）

令和 年度 生活拠点形成事業等完了事業箇所別精算額表

計画名

(会計区分)

(項)

(目)

地方公共団体名

(単位：円)																																					
事業番号	生活拠点 形成事業 等の名称	要素事業 名(事業 箇所)	事業の成果	予算 措置 年度	交付 決定 年度	執行 年度	経費の配分								事業費 (控除額 の控除 後)	国費 充当率	交付 金額	交付対 象事業 費 (A)	執行事 業費 (B)	進捗率 (B/A)	着 工 竣 工 年 月 日	備 考															
							事業費																事業費計														
							本工事費	附帯 工事費	測量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	換地諸費	権利変 換諸費	管理処 分諸費																							
A - 1 -1	〇〇〇	×××	・・・	25	25		20	10							30	30	1/2	15	600	120	20%	H25. 6. 10 H26. 2. 10															
				25	26		80	10							90	90	1/2	45																			
				全体額			100	20	0	0	0	0	0	0	120	120	1/2	60																			
					25	10	10							20	20	1/2	10																				
					26	80	6							86	86	1/2	43																				
						27	10	4							14	14	1/2	7																			
A - 1 -△	〇〇〇	△△△	・・・	25	25		30			40					70	70	1/2	35	500	160	32%	H25. 6. 10 H26. 2. 10															
				25	26		70			20					90	90	1/2	45																			
				全体額			100	0	0	60	0	0	0	0	160	160	1/2	80																			
					25	10			40					50	50	1/2	25																				
					26	80			20					100	100	1/2	50																				
						27	10			0					10	10	1/2	5																			
◆A - 1 -△-1	〇×△	〇×△	・・・	25	25					40					40	40	8/10	32	100	80	80%	H25. 6. 1 H25. 12. 2															
				25	26					40					40	40	8/10	32																			
				全体額			0	0	80	0	0	0	0	0	80	80	8/10	64																			
					25				30					30	30	8/10	24																				
					26				30					30	30	8/10	24																				
						27			20						20	20	8/10	16																			
A - 1 小計		基幹事業		25	25		50	10	0	40	0	0	0	0	100	100		50	1100	280	25%																
				25	26		150	10	0	20	0	0	0	0	180	180		90																			
				全体額			200	20	0	60	0	0	0	0	280	280		140																			
					25	20	10	0	40	0	0	0	0	70	70	35																					
					26	160	6	0	20	0	0	0	0	186	186	93																					
						27	20	4	0	0	0	0	0	0	24	24		12																			
					避難者支援事業等			25	25		0	0	40	0	0	0		0						0	40	40	32	100	80	80%							
								25	26		0	0	40	0	0	0		0						0	40	40	32										
								全体額			0	0	80	0	0	0		0						0	80	80	64										
									25	0	0	30	0	0	0	0		0						30	30	24											
									26	0	0	30	0	0	0	0		0						30	30	24											
										27	0	0	20	0	0	0		0						0	20	20	16										

	計			25	25		50	10	40	40	0	0	0	0	140	140		82	1200	360	30%				
				25	26			150	10	40	20	0	0	0	0	220		220						122	
				全体額			200	20	80	60	0	0	0	0	360	360		204						204	
					25	20	10	30	40	0	0	0	0	100	100	59									
					26	160	6	30	20	0	0	0	0	216	216	117									
					27	20	4	20	0	0	0	0	0	44	44	28									
				F - 1 -○	○○△	△○×	・・・	25	25				40												40
25	26							80							80	70	1/2	35							
全体額			0					0	120	0	0	0	0	0	120	100	1/2	50	50						
	25							40							40	40	1/2	20							
	26							80							80	80	1/2	40							
	27							0							0	0	1/2	0							
	F - 1 小計	基幹事業						25	25		0	0	40	0	0	0	0	40	30		15	1000	100	10%	
25					26	0	0	80	0		0	0	0	0	80	70	35								
全体額					0	0	120	0	0	0	0	0	120	100	50	60									
					25	0	0	40	0	0	0	0	0	40	40	20									
					26	0	0	80	0	0	0	0	0	80	80	40									
					27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
					避難者支援事業等			25	25									0							
25	26													0											
全体額			0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	25													0											
	26													0											
	27													0											
	計			25				25		0	0	40	0	0	0	0	40	30			15	1000	100	10%	
25				26	0	0	80	0		0	0	0	0	80	70	35									
全体額				0	0	120	0	0	0	0	0	120	100	50	60										
				25	0	0	40	0	0	0	0	0	40	40	20										
				26	0	0	80	0	0	0	0	0	80	80	40										
				27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
				合計	基幹事業			25	25		50	10	40	40	0	0	0	0	140		130				
25	26	150	10					80	20		0	0	0	0	260	250	125								
全体額			200					20	120	60	0	0	0	0	400	380	190	200							
	25	20	10					40	40	0	0	0	0	110	110	55									
	26	160	6					80	20	0	0	0	0	266	266	133									
	27	20	4					0	0	0	0	0	0	24	24	12									
	避難者支援事業等							25	25		0	0	40	0	0	0	0	40	40		32				
25				26	0	0	40	0	0		0	0	0	40	40	32									
全体額				0	0	80	0	0	0	0	0	80	80	64											

口 口	延 延 日 日 入 入 取 取 不 不 可 可	工 工 費 費 額 額		0	0	80	0	0	0	0	0	80	80	64	100	00	00%		
			25	0	0	30	0	0	0	0	0	30	30						
				0	0	30	0	0	0	0	0	30	30						
				0	0	30	0	0	0	0	0	30	30						
			26	0	0	20	0	0	0	0	0	20	20						
				0	0	20	0	0	0	0	0	20	20						
				0	0	20	0	0	0	0	0	20	20						
			27	50	10	80	40	0	0	0	0	180	170						
				50	10	80	40	0	0	0	0	180	170						
				50	10	80	40	0	0	0	0	180	170						
			25	150	10	120	20	0	0	0	0	300	290						
				150	10	120	20	0	0	0	0	300	290						
				150	10	120	20	0	0	0	0	300	290						
			全体額	200	20	200	60	0	0	0	0	480	460						
200	20			200	60	0	0	0	0	480	480								
200	20			200	60	0	0	0	0	480	480								
	25	20	10	70	40	0	0	0	0	140	140								
		20	10	70	40	0	0	0	0	140	140								
		160	6	110	20	0	0	0	0	296	296								
	26	20	4	20	0	0	0	0	0	44	44								
		20	4	20	0	0	0	0	0	44	44								
		20	4	20	0	0	0	0	0	44	44								

(記載要領)

1. 本表は、生活拠点形成事業計画ごと、かつ生活拠点形成事業計画の年度ごとに作成する。
2. 本表に記載する金額は承認額（上段）、実施額（下段）の二段書をもって対照表示する。この場合、承認額は交付決定の対象となった事業費であり、交付決定の変更を受けたものについては、変更後の事業費を記入する。なお、国土交通大臣の承認を受けずに行った軽微な変更に係るものについては、備考欄に（変）と記載する。
3. 交付決定年度の異なるもの（同一年度の生活拠点形成事業計画に記載されている生活拠点形成事業等であって、交付決定が複数年にわたり行われたもの）については、全体額を計上したうえ、その上行に予算の措置された国の会計年度及び交付決定年度別の内訳を記載する。
4. 事業の執行が2箇年以上にまたがる場合は、全体額を計上したうえ、その下行に執行年度別の内訳額を記載する。
5. 事業番号は、生活拠点形成事業計画の「事業番号」欄に記載された事業番号を記載する。
6. 事業の成果は、当該事業の施行箇所、延長・面積及び主要工種の施工数量等を可能な限り具体的に記載する。
7. 国費充当率は、「基本充当率」ではないことに注意する。
8. 交付対象事業費は、生活拠点形成事業計画に記載されている生活拠点形成事業等の「全体事業費」（全体期間を通じての全ての事業費）を記載する。
9. 執行事業費は、生活拠点形成事業計画の計画期間内に執行された事業費の総額（本表による事業費額を含む。）を記載する。
10. 着工・竣工年月日の記載は次表の通りとする。なお、費目が複合している場合の着工年月日は最も早い年月日を、竣工年月日は最も遅い年月日を記入すること。

費目等	着工年月日	竣工年月日
本工事費、測量設計費等	①直営の場合：資材又は人夫雇用等の日 ②請負の場合：請負契約日 ③委託の場合：委託契約日	①完成検査日 ②同上 ③契約に基づく目的物の引き渡し日
用地費及補償費	①直営の場合：売買契約日 ②委託の場合：委託契約日	①用地費については、移転登記完了日又は土地の引き渡し日 補償費については、物件等の移転を確認した日 ②同上

11. 「A－〇小計」欄は、事業番号（A－1～A－4及びF－1～F－3）ごとに、それぞれ基幹事業、基幹事業ごとの避難者支援事業等、これらの合計の順に小計を記載する。また、合計欄は、計画全体での合計を記載する。
12. 発生物件に係る納付金がある場合は、備考欄に（発）と記載し、その売却額又は評価額を併記する。
13. 間接補助の場合には、備考欄に間接補助事業者名、間接補助金の額を記載する。

様式 4（完了箇所図）

都道府県管内図（20万分の 1 程度、都道府県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等にあつては都市計画総括図）に完了箇所を明示し、当該箇所に対象番号を付したもの。

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成事業等最終年度取崩実績確認表

計画名

事業 番号	生活拠点 形成事業 等の名称	要素事業 名(事業 箇所)	事業実施期間における執行事業費、基金取崩額の実績											取崩限度額		国庫納付額					交付金 受入額 (G)	基金残 余額 (H)= (G)-(B)		
			(左：執行事業費 右：基金取崩額)											最終年度 までの執 行事業費 に基づく 取崩限度 額 (C)	最終年度ま での執行事 業費に基づ く取崩限度 額(C)の算 定式	事業実施 期間にお ける取崩 超過額 (D)= (B)-(C)	残存物 件納付 額 (E)	国庫に納 付を要す る額 (F)= (D)+(E)	納付済 の額	未納付 の額				
			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		総計 (A) (B)													
																合計								

1. 本様式は、生活拠点形成事業計画の年度ごとに提出される完了実績報告書のうち、最後に提出されることとなるものに添付すること。
2. 事業番号は、生活拠点形成事業計画の「事業番号」欄に記載された事業番号を記載すること。
3. 執行事業費は、生活拠点形成事業等の事業実施期間内に執行された事業費を、生活拠点形成事業計画の年度ごとに記入すること。生活拠点形成事業計画に記載のない年度は、「-」とすること。
4. 基金取崩額は、基金の実際の取崩額を、生活拠点形成事業計画の年度ごとに記入すること。生活拠点形成事業計画に記載のない年度は、「-」とすること。
5. 執行事業費、基金取崩額は、生活拠点形成事業計画の年度ごとに提出された完了実績報告書と整合をとること。
6. 最終年度までの執行事業費に基づく取崩限度額(C)は、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱(国土交通省)に基づき、最終年度までの執行事業費から算出される取崩限度額を記入すること。
7. 最終年度までの執行事業費に基づく取崩限度額(C)の算定式は、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱附属第Ⅰ編第4条の算定式を用いて、算定過程を記入すること。（適宜様式の別葉に記入し添付しても差し支えない。）
8. 納付済の額は、これまでに国庫に納付した額と整合をとること。
9. 交付金受入額(G)は、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付申請等要領の交付金受入調書と整合をとること。

様式6（年度終了実績報告書）

番 号
年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事 あて

報 告 者
（公印省略）

令和 年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等
令和 年度終了実績報告書

令和 年 月 日第 号外 件をもって交付金の交付決定の通知を受けて造成した基金を取崩して実施した令和 年度の生活拠点形成事業計画に係る事業の令和 年度における実績について、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第11条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告します。

（備考）

1. 標題の年度は、それぞれ、生活拠点形成事業計画の年度、本報告において対象としている生活拠点形成事業等の実施の年度の順に記載する。
2. 本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交付決定のものを代表として記載する。

様式6の別表（年度終了実績報告書）

令和 年度 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成事業等 令和 年度終了実績報告書

(会計区分)			(項)		(目)			(単位：円)																
計画名	事業番号	生活拠点形成事業等の名称	要素事業名(事業箇所)	予算措置年度	交付決定年度	交付決定内容			執行年度	年度内遂行実績						翌年度繰越分			不用額	実施期間		備考		
						事業費(A)	事業費(控除額の控除後)	交付金額		事業費				工事の進捗率	基金取崩額	事業費(C)	基金取崩額	C/A(%)		着工年月日	竣工(予定)年月日			
										支払済額	支払義務額	計(B)	B/A(%)											
A - 1 - ×	○○○	×××	25	25	30	30	15																	
			25	26	90	90	45																	
			合計			120	120																60	
						25	18	2	20	16.7%	10.0%	10	100	50	83.3%	0								
			26	86	0	86	71.7%	80.0%	43	14	7	11.7%	0	H25. 6. 10	H26. 8. 10									
A - 1 - △	○○○	△△△	25	25	70	70	35																	
			25	26	90	90	45																	
			合計			160	160																80	
						25	50	0	50	31.3%	10.0%	25	110	55	68.8%	0								
			26	100	0	100	62.5%	80.0%	50	10	5	6.3%	0	H25. 8. 10	H26. 2. 10									
◆A - 1 - △-1	○×△	○○○	25	25	40	40	32																	
			25	26	40	40	32																	
			合計			80	80																64	
						25	30	0	30	37.5%	0	32	50	40	62.5%	0								
			26	30	0	30	37.5%	0	32	20	16	25.0%	0	H25. 8. 10	H26. 2. 10									
A - 1 小計	基幹事業	25	25	100	100	50																		
		25	26	180	180	90																		
		合計			280	280																140		
					25	0	0	0	0.0%	0	0	0	105	0.0%	0									
				26	0	0	0	0.0%	0	0	0	12	0.0%	0										
	避難者支援事業等	25	25	40	40	32																		
		25	26	40	40	32																		
		合計			80	80																64		
					25	0	0	0	0.0%	0	0	0	40	0.0%	0									
				26	0	0	0	0.0%	0	0	0	16	0.0%	0										
	計	25	25	140	140	82																		
		25	26	220	220	122																		
合計			360	360	204																			
			25	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0											
			26	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0											

F - 1 - ○	○○△	××○	25	25	40	30	15													
			25	26	80	70	35													
			合計		120	100	50													
									25	30	0	30	25.0%	0	32	50	40	41.7%	0	H25. 6. 10
26	30	0							30	25.0%	0	32	20	16	16.7%	0				
F - 1 小計	基幹事業		25	25	40	30	15													
			25	26	80	70	35													
			合計		120	100	50													
									25	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	
		26							0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0		
		避難者支援事業等		25	25	0	0	0												
				25	26	0	0	0												
				合計		0	0	0												
							25	0	0	0		0	0	0	0		0			
							26	0	0	0		0	0	0	0		0			
	計		25	25	40	30	15													
			25	26	80	70	35													
			合計		120	100	50													
									25	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	
		26							0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0		
		計画小計	基幹事業		25	25	140	130	65											
25					26	260	250	125												
合計					400	380	190													
						25		0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0				
						26		0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0				
避難者支援事業等				25	25	40	40	32												
				25	26	40	40	32												
				合計		80	80	64												
								25	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0		
26	0							0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0				
計		25	25	180	170	97														
		25	26	300	290	157														
		合計		480	460	254														
								25	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0		
	26							0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0			
	基幹事業		25	25																
			25	26																
			合計																	
						25														
						26														

合計	避難者支援事業等	25	25															
		25	26															
		合計																
							25											
							26											
	計	25	25															
		25	26															
		合計																
							25											
							26											

（記載要領）

- 1．標題の年度は、それぞれ、生活拠点形成事業計画の年度、本報告において対象としている生活拠点形成事業等の実施の年度の順に記載する。また、交付決定年度の異なるもの（同一年度の生活拠点形成事業計画に記載されている生活拠点形成事業等であって、交付決定が複数年にわたり行われたもの）については、予算措置年度及び交付決定年度ごとの内訳を記載する。
- 2．事業番号は、生活拠点形成事業計画の「事業番号」欄に記載された事業番号を記載する。
- 3．交付決定内容の事業費欄は生活拠点形成事業等の全体事業費を記載し、事業費（控除額の控除後）欄、交付金額欄は、それぞれ基金において交付決定を受けた生活拠点形成事業等の事業費、国費を記載する。
- 4．年度内遂行実績欄の事業費支払済額は、年度内に遂行した事業に係る3月31日までの支払済額を計上し、支払義務額は、年度内に遂行した事業に係る4月1日以降における支出義務額を計上する。
- 5．年度内遂行実績欄の工事の進捗率欄は、工事費のうち本工事費に係る進捗率を記載する。
- 6．年度内遂行実績欄の基金取崩額欄は、基金の実際の取崩額を記載する。
- 7．翌年度繰越分欄の事業費は、年度内に未執行となる事業費を記載し、基金取崩額は、事業費に対応した基金の取崩額を記載する。
- 8．不用額欄は、未執行分において取崩さないことが確定した額を記載する。
- 9．執行年度欄は、翌々年度へ繰越が行われた場合に執行年度を記載する。
- 10．「A－〇小計」欄は、事業番号（A－1～A－4及びF－1～F－3）ごとに、それぞれ基幹事業、基幹事業ごとの避難者支援事業等、これらの合計の順に小計を記載する。また、計画小計欄は計画全体での小計を、合計欄は地方公共団体における合計を記載する。なお、生活拠点形成事業計画が一つしかない場合は、計画小計欄を省略して差し支えない。
- 11．合併事業等で精算ができない場合等年度内遂行実績が確定していない場合は、概算額をもって提出し、この場合、6月末日までに確定額をもって再提出するものとする。

様式 7（残存物件継続使用承認申請書）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

申 請 者 名
(公 印 省 略)

残存物件継続使用承認申請書

令和 年度 月 日付け 第 号外 件により基金の交付決定を受けて造成した基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等に係る別紙残存物件を令和 年度生活拠点形成事業等に継続使用したいので、承認を得たく申請します。

(備考)

別紙は残存物件調書（様式 8）及び残材料調書（様式 9）とする。

様式 8（残存物件調書）

残 存 物 件 調 書

事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目)	事業 番号	国費 充当率	品 名	取得 価額 (円)	取得 年月日	評価時期	耐用 年数	経過 期間	残存率 (残存 年月日)	残存 価額 (円)	継続使用分		精算分	
												当該年度 保管事務所	翌年度 保管事務所	残存価 額 (円)	返納額 (円)

- （記載要領）
- 1．本表は、使用実績のあった物件で、継続使用をする際に国土交通大臣の承認が必要となるものについて記載する。ただし、精算返納分については、金額の如何にかかわらず全て記載する。
 - 2．事業年度は、当該生活拠点形成事業等（取得事業名）が記載されている生活拠点形成事業計画の年度を記載する。
 - 3．会計区分、項、目は、基金を造成した福島再生加速化交付金の会計区分、項、目を記載する。
 - 4．事業番号の欄には、生活拠点形成事業計画の「事業番号」欄に記載された事業番号を記載する。
 - 5．国費充当率は、「基本充当率」ではないことに注意する。
 - 6．本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に各事業年度の合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。
 - 7．未完了事業に使用しているものは、品名欄に（未）と記載する。
 - 8．一括購入の場合は、取得価額欄及び残存価額欄に割掛額をもって記載し、全体額をその上段に（ ）書する。
 - 9．経過期間欄は、第11条（備品の使用期間の計算方法）により記載する。
 - 10．残存価額の算定の基礎となる残存率は、第9条（額の返還）第6項に定める残存価額率表によること。

様式 9 (残材料調書)

残 材 料 調 書

取得 事業 年度	取得事業名 (会計区分) (項)(目)	事業 番号	国費 充当率	品 名	形状寸法	数量	取得単価 (円)	金額 (円)	備 考

(記載要領)

1. 本表には、別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等を使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等を使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。
2. 取得事業年度は、当該生活拠点形成事業等（取得事業名）が記載されている生活拠点形成事業計画の計画年度を記載する。
3. 会計区分、項、目は、基金を造成した福島再生加速化交付金の会計区分、項、目を記載する。
4. 事業番号の欄には、生活拠点形成事業計画の「事業番号」欄に記載された事業番号を記載する。
5. 国費充当率は、「基本充当率」ではないことに注意する。

様式10（発生物件調書）

発生物件調書

品名	事業名及び事業箇所名	形状・寸法	数量	単価 (円)	売却又は 評価額(円)	処分費用 (円)	備考

（記載要領）
本表には、別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に使用するもの、又は国に納付するもの如何にかかわらず全て記載し、別年度の生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成事業等に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

様式11（残存物件台帳）

残 存 物 件 台 帳

____年度

取得年月日	品 名	形状寸法	取得価額 (円)	耐用年数	取得科目 (項目・事業費別)	国費 充当率	生活拠点形成 事業者備品台 帳番号	保管事務所	備 考

（記載要領）

- 1．本台帳は事業年度別に別葉とし、生活拠点形成事業等で取得した残存物件については全て記載する。なお、事業年度は、当該生活拠点形成事業等（取得事業名）が記載されている生活拠点形成事業計画の年度を記載する。
- 2．一括購入に係るものについては、取得価額欄にその合計価額、取得科目欄には主たる科目を記載し、備考欄にその内訳及び金額を記載する。
- 3．国費充当率は、「基本充当率」ではないことに注意する。
- 4．交付金事業者備品台帳番号欄は、残存物件台帳と交付金事業者の備品台帳とを突合できる方法により記入する。
- 5．保管事務所の移動があった場合には、備考欄にその旨を記載する。

様式12（額確定通知書）

番 号

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成
事業等に充てるべき基金の取崩額確定通知書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2910号）附属第 I 編第12条の規定により、下記のとおり生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

確定金額	円
交付金額	円
基金取崩額	円
国庫納付額	円

様式13（是正命令書）

番 号

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等是正命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で完了実績報告のあった基金を取崩して実施した生活拠点形成交付金事業等については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第13条の規定により、下記のとおり是正することを命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

（例）（要素事業名）について現地調査の際指示した出来高不足については、
月 日までに手直し工事を完了させること。

様式14（納付命令書）

番 号

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金国庫納付命令書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を確定した基金に係る生活拠点形成事業等については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年 2 月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第8条及び第15条の規定により、下記のとおり国庫への納付を命ずる。

令和 年 月 日

地方整備局長等
都道府県知事

記

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 国庫納付額 | 円 |
| | うち取崩額の確定に伴う超過取崩額 | 円 |
| | うち残存物件等返還額 | 円 |
| 2 | 返還期限 令和 年 月 日 | |

様式15（債権発生通知書）

債権発生通知書

番 号
令和 年 月 日

歳入徴収官等
官 職 氏 名

官 職 氏 名

下記のとおり債権が発生したので通知する。

記

年度		国土交通省（主・所）管		会計	
債権の種類	(部)		(款)		
	(項)		(目) 返 納 金 債 権		
債権金額		履行期限			
債務者の住所及び 氏 名 又 は 名 称					
債権の発生原因					
利率その他利息 に関する事項					
延滞金に関する事項					
債務者の資産又は業務 の状況に関する事項					
担保に関する事項					
解除条件					
その他必要な事項					

様式16（残存物件継続使用承認申請進達書）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
(公印省略)

残存物件継続使用承認申請進達書

基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等に係る残存物件について、別添のとおり、下記の地方公共団体から継続使用申請があり、（その内容を確認したところ、不備または不適當なものがないと認められるので、）承認されたく進達します。
注 （ ）書は、都道府県又は指定市が提出した残存物件継続使用承認申請を進達する場合に記載する。

記

番号	地方公共団体名	申請番号及び日付	備 考

(備考)
この進達書とともに、都道府県・政令市が提出した残存物件継続使用承認申請（様式7）又は、都道府県知事が提出した残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書（様式17）及びその添付書類を提出すること。

様式17（残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

都道府県知事
（公印省略）

残存物件継続使用承認申請（市町村）報告書

基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等に係る残存物件について、別添のとおり、下記の地方公共団体から継続使用申請があり、その内容を確認したところ、不備又は不適當なものがないと認められるので、承認されたく報告します。

記

番号	地方公共団体名	申請番号及び日付	備 考

（備考）
この報告書とともに、市町村が提出した残存物件継続使用承認申請書（様式7）を提出する。

様式18（額確定報告書）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
（公印省略）

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成
事業等に充てるべき生活拠点形成交付金基金の取崩額確定報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

（備考）

- 1．生活拠点形成交付金基金 生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額の確定総括表（様式18の別添）を添付する。
- 2．是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

様式18の別添（額の確定総括表）

令和 年度完了福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額確定総括表

地方公共団体名	年度区分	報告書受理 年 月 日	額の確定 年 月 日	交付決定内容		完了事業の精算内容		基金取崩額	基金の取崩 額に係る国 庫納付額	残存物件 国庫納付額	備考
				事業費 (控除額の 控除後)	交付金額	事業費 (控除額の 控除後)	交付金額				
合 計											

（記載事項）

- 1．この表に記載する金額は一都道府県ごとの生活拠点形成事業計画の年度ごととする。
- 2．事業の執行が複数年度にまたがる場合には、全体額を計上した上、その下行に執行年度別の内訳を記載する。
- 3．最下段に地方公共団体の合計額を記載する。
- 4．完了事業の精算内容欄の交付金額欄は、完了事業費から算出される生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額を記載する。

様式19（額確定（市町村）報告書）

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

都道府県知事
（公印省略）

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成
事業等に充てるべき基金の取崩額確定（市町村）報告書

標記について、別添のとおり額の確定をしたので報告する。

（備考）

- 1．生活拠点形成事業等に充てるべき基金の取崩額確定総括表（様式18の別添）を添付する。
- 2．是正命令を発したのものについては、その内容等を付記する。

様式20（額確定（市町村）報告に係る報告書）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

地方整備局長等
（公印省略）

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金 生活拠点形成
事業等に充てるべき基金の取崩額確定（市町村）報告に係る報告書

標記について、都道府県知事より、別添のとおり額の確定をした旨報告があったので、報告する。

様式21（財産処分承認申請書）

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

申 請 者
(公印省略)

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等に係る財産処分承認申請書

基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第17条及び附属第Ⅲ編第23条の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

- 1 生活拠点形成事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び基金取崩額
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価
(目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)
- 9 国庫納付額
- 10 国庫納付額の算出根拠
- 11 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

様式22（財産処分報告書）

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

報 告 者
(公印省略)

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等に係る財産処分報告書

基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第17条及び附属第Ⅲ編第24条の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 生活拠点形成事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び基金取崩額
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

様式23（財産処分報告書（間接補助））

番 号
年 月 日

地方整備局長等 あて

報 告 者
（公印省略）

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接補助事業者から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第17条及び附属第Ⅲ編第25条の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 生活拠点形成事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び基金取崩額
- 8 財産処分の内容
 - （1）財産処分区分
 - （2）財産処分の相手方
 - （3）財産処分の目的
 - （4）財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
 - （5）財産処分後の管理
 - （6）財産処分の期間
 - （7）財産処分の対価（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 添付書類（間接補助事業者から都道府県知事への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）

様式24（財産処分承認書）

番 号

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金
生活拠点形成事業等財産処分承認書

都道府県知事等

令和 年 月 日付け第 号で承認申請のあった基金を取崩して実施した生活拠点形成事業等に係る財産処分については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）基金交付要綱（平成26年2月28日付け国官会第2910号）附属第Ⅰ編第17条及び附属第Ⅲ編第23条の規定に基づき、（下記の条件により、）これを承認する。
なお、承認に係る処分が完了した場合は、その旨を報告されたい。

令和 年 月 日

地方整備局長等

記

（承認における条件を記載）